保護者の皆さまへ

公立幼稚園の利用にあたっての

マイナンバーの記載等について（お願い）

（※1号認定用）

新潟市教育員会学務課

平成 28 年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「番号法」）が施行され、幼稚園や認定こども園を利用する際の提出書類に、マイナンバーの記載が義務付けられました。教育や保育にかかる給付額を正しく算定するため、下記のとおりマイナンバーの記入や確認にご協力くださいますよう、お願いいたします。

1　マイナンバーの確認が必要となる書類

【新入園児】

(1) 給付認定申請書（「令和５年度　教育・保育給付認定申請書(1 号認定用)」）

【在園児】

(2) 給付認定変更申請書（「教育・保育給付認定兼入園申請書 変更届」）

2　マイナンバーの確認について

上記１の各書類を提出される際の「番号確認」にご協力をお願いします。

◆◆番号確認の方法と提出について◆◆

幼稚園に上記１の各書類を提出する際、**下記の資料を添付していただき、専用封筒に入れて園に提出してください。**

＜添付資料＞

(1) マイナンバー記載用紙

(2) 次の①～③のうち、いずれか１セット（代表保護者１人分のみ）

①個人番号カードの写し

②個人番号通知カードの写し　＋　運転免許証（又はパスポート）の写し

③住民票の写しなど（個人番号付きのもの）＋　運転免許証（又はパスポート）の写し

◆幼稚園を経由せず、新潟市に直接マイナンバー確認資料を提出する場合◆

原則、マイナンバーが記載された書類は幼稚園を経由してご提出いただきますが、園を経由せずに、新潟市に直接提出することもできます。その場合は、上記１・２の書類について、以下のとおり手続きをお願いします。

- **上記１（給付認定申請書等）の書類は幼稚園にご提出ください。**
- **上記２(1)～(2)の添付資料のみ、下記担当まで郵送（又は持参）ください。**

※市に直接提出する場合は、事前に必ず幼稚園にご連絡ください。

＜担当＞
〒951-8554　新潟市中央区古町通７番町 1010 番地
（古町ルフル４階）
新潟市教育員会　学務課　学務グループ
・025－226－3168（直通）